

第7章 計画の推進体制等

第7章 計画の推進体制等

この計画を着実に推進するためには、横須賀市のみならず、関係機関・団体との連携を図りつつ、計画の進捗状況の定期的な分析及び評価を実施し、必要に応じて計画や事業の見直し等を行うなど、PDCA サイクルの考え方を取り入れながら積極的に取り組んでいく必要があります。

本章では、この計画を実行するにあたっての推進体制等を明らかにします。

(1) 実施体制

この計画は、横須賀市の障害者福祉施策の基本計画であり、計画に含まれる分野は、地域生活支援、保健・医療、相談支援・情報提供、療育・教育、働く場・活動の場、バリアフリーの推進、権利擁護システムなどの様々な分野にわたっています。

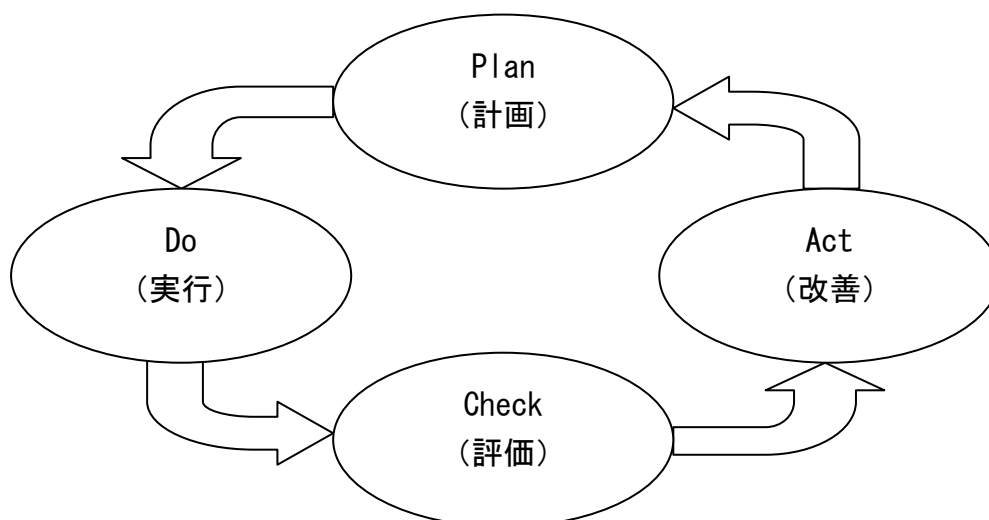
このため、福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

(2) 進行管理体制・評価方法

横須賀市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会において、この計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進行管理・評価を行います。なお、進行管理・評価結果については、市政情報コーナーにて公表し、透明性を高めます。

図表 45 PDCA サイクルの概念図

PDCA サイクルとは、事業活動において、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を順に実施し、4番目の Act を次の PDCA サイクルに結び付け、そのサイクルを繰り返すことによって、推進を図っていく手法です。



図表 46 計画の推進体制等

